

第 4 次

歌志内市障がい者計画

(平成30年度～平成35年度)

歌 志 内 市

目 次

はじめに	1
けいかく もくひょうおよ たいけい 計画の目標及び体系	3
だい せつ せいかつしえん たいせい じゅうじつ 第1節 生活支援体制の充実	5
1. せいかつしえん 生活支援	5
2. ほけん いりよう 保健・医療	6
だい せつ じりつ そくしん しえん 第2節 自立の促進と支援	8
1. きょういく いくせい 教育と育成	8
2. しゅうろうしえん 就労支援	9
だい せつ ちいきしゃかい じゅうじつ 第3節 地域社会の充実	10
1. けいはつ こうほう 啓発・広報	10
2. せいかつかんきよう 生活環境	10
3. じょうほう 情報・コミュニケーション	11
さんこう 参考1	
1. しょうがいしゃそうごうしえん ほうだい じょうだい こう 障害者総合支援法第88条第1項	13
2. しょうがいしゃきほん ほうだい じょうだい こう 障害者基本法第11条第3項	13
3. じどうふくしほうだい じょう だい こう 児童福祉法第33条の20第1項	13
さんこう 参考2	
うたしな いししょう しゃじりつしえん きょうぎかい せつちようこう 歌志内市障がい者自立支援協議会設置要綱	14
うたしな いししょう しゃじりつしえん きょうぎかい いん 歌志内市障がい者自立支援協議会委員	15

はじめに

歌志内市では、平成24年3月に「第3次歌志内市障がい者福祉計画」（平成24年度～平成29年度）を策定し、この計画に基づいて障がい者施策を推進してきました。

この計画が平成29年度で終了するため、時代の変化や障がい者のニーズに対応できる計画とするために、計画の見直しを行ってきました。

本計画は、歌志内市の障がい者施策の基本となるものであり、その目標とする「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせるまちづくり」の実現をめざしていきます。

○ 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項が定める「市町村障害者計画」として策定します。

○ 市の関連計画との関係

本計画は、「歌志内市総合計画（平成28年度～平成37年度）」を上位計画として、他の関連計画との関係にも留意して策定します。

また、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「歌志内市障がい福祉計画」は、本計画のさまざまな施策のうち、生活支援に関する施策について具体的な目標値を定めた実施計画にあたります。

○ 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成35年度の6年間の期間とします。

なお、障がい福祉計画は3年を1期として策定することが規定されており、歌志内市では、平成27年3月に、平成27年度から平成29年度までを計画期間とした第4期計画を策定しました。新たな障がい福祉計画の期間については、平成30年度から平成32年度までの3年間とし、第5期計画とします。

	平成(年度)												
	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
障がい者 計画	第3次計画												
						見直し	第4次計画						
障がい福祉 計画	第3期計画												
		見直し	第4期計画										
					見直し	第5期計画							

○ 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、「歌志内市障がい者自立支援協議会」の委員にご協力をいただき、障がい者計画策定委員として計画の内容や今後の障がい者施策についての協議を行いました。

策定委員には、障がい当事者や学識経験者、関係機関の代表者など幅広い市民・関係者が参加して、地域全体で障がい者を支える体制づくりをめざしました。

計画の目標及び体系

計画の目標

障がいの有無にかかわらず、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざし、障がいのある人が、社会を構成する一員として主体的に社会に参加するとともに、必要とするサービスを利用しながら「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせるまちづくり」を基本的な目標として、障がい者施策の一層の促進を図ります。

第1節 生活支援体制の充実

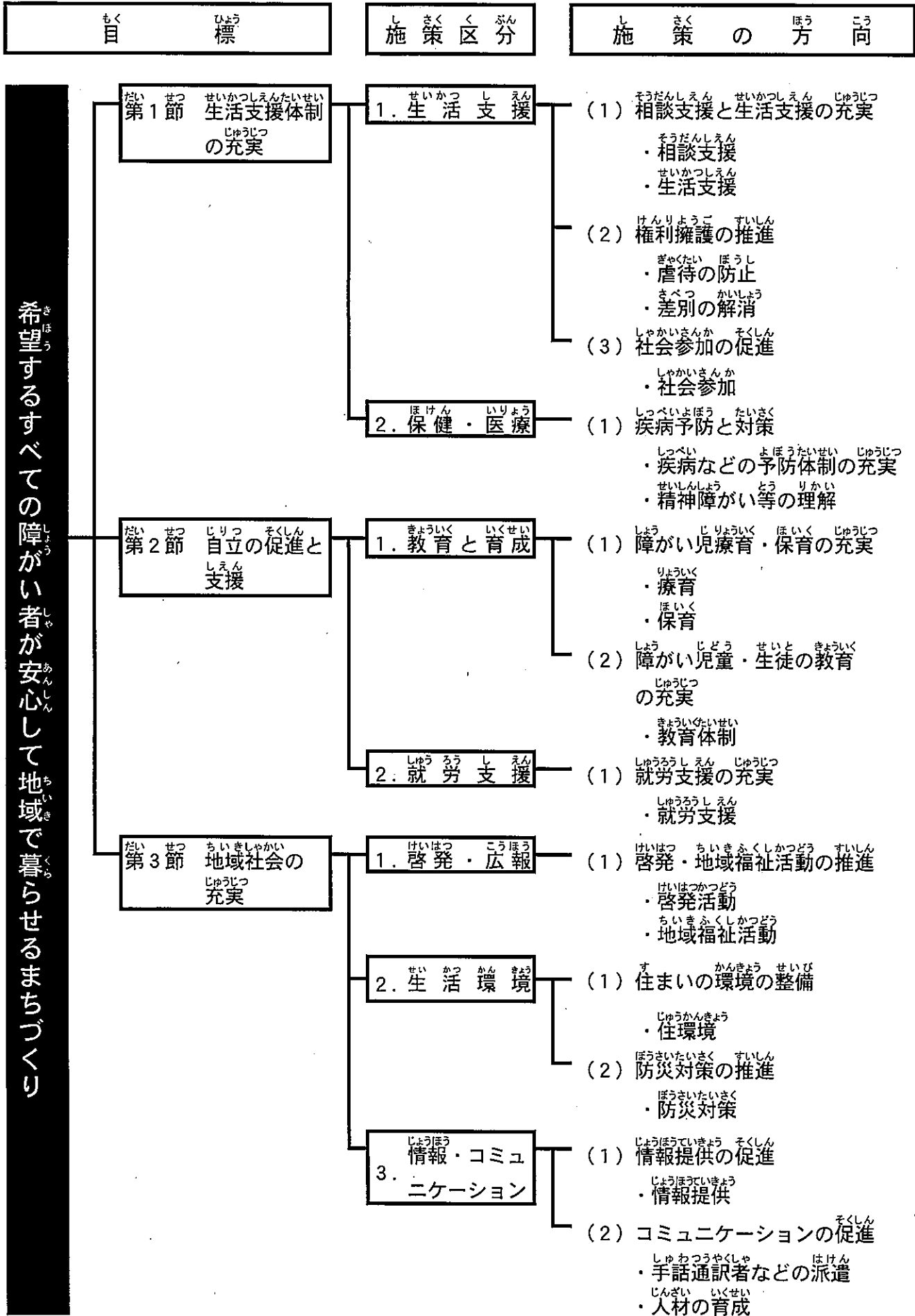
障がいのある人が、入所施設等から地域生活への移行や地域での生活を継続するためには、身近な地域で生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要であり、相談支援や障害福祉サービスをはじめとするサービス提供体制や、障がいや障がいのある人への理解を進め、虐待や差別、偏見をなくす取組を促進します。

第2節 自立の促進と支援

障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がい特性に応じた就労支援などの取組を促進します。

第3節 地域社会の充実

地域社会を構成する一員として、町内（自治）会などの活動、文化・サークル活動、さらには障がい当事者による自主的活動など、障がいのある人が自ら進んで参加できる環境の整備や、住まい・防災体制の確保などのバリアフリー化を図り、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを促進します。



第1節 生活支援体制の充実

1. 生活支援

〈現状と課題〉

障がいのある人が地域の中で安心して生活を送る上で、様々な生活上の課題を相談できる体制づくりが求められており、総合的・専門的な相談支援体制の連携を図ることが必要です。

サービスを利用する方が、安心してサービスを受けられるよう努めるとともに、地域生活に関わる支援体制を充実させ、障がいのある人の権利が阻害されることなく、サービスを利用できるよう擁護することが必要であるとともに、障がいのある人やその家族の経済支援となる社会保障制度の充実が必要となっています。

〈施策の方向〉

(1) 相談支援と生活支援の充実

・ 相談支援

障がいのある人やその家族、地域の人々の保健、福祉、生活環境などに対するニーズが複雑・多様化してきており、様々な問題や課題が複合してきています。障がいのある人やその家族などの様々な相談に対し、迅速かつ的確に把握し気軽に相談できる窓口の充実に努めます。

・ 生活支援

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心した生活が営めるよう、その人の年代や障がいの程度に対応する各種サービスを充実させることが必要です。障がいのある人の障がいの程度、発達段階、ライフステージなどに合わせた、在宅・施設・地域支援などにおける各種サービスの充実を推進するとともに、これらのサービス利用を促進するため、関係機関・団体、サービス事業者、施設などと連携・協力を図りながら、啓発・情報提供に努めます。

(2) 権利擁護の推進

・ 虐待の防止

障害者虐待防止法に基づき、障がいのある人への虐待の防止や早期発見など適切な支援を行うため、関係機関、団体等との協力体制の強化に努めます。

・ 差別の解消

平成25年に障害者差別解消法が制定され「差別的取扱い」「合理的配慮不提供」の禁止が示され、平成28年4月に法律の施行に伴い、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないものとされ、今後すべての市民が障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、共に生活する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

(3) 社会参加の促進

・ 社会参加

障がいのある人が地域社会との交流や活動などに気軽に参加できるよう、障がい者団体やボランティア団体などと連携を図り、様々な情報の提供や活動支援に努めながら、社会参加への機会の拡充を促進します。

2. 保健・医療

〈現状と課題〉

自立した生活を送るためには、心身の健康が保たれていることが大切です。

障がいの発生は、先天的なものと、心疾患・脳血管疾患等による後遺症や交通事故・労働災害等の後天的なものがあり、後天的なものについては、障がいの発生を予防する必要があり保健・医療・福祉が連携したサービスを包括的、継続的に提供できる協力体制が重要です。

複雑化する社会の中で、心身の負担が増大し、心の病を持つ人が増加してきており、適切な支援が必要です。

し さ く ほ う こ う 〈施策の方向〉

(1) し っ べ い よ ほ う た い さ く 疾病予防と対策

し っ べ い よ ほ う た い せ い じ ゅ う じ つ 疾病などの予防体制の充実

にんさん ぶ およ にゅうようじ かん けんこうしどう けんこうしんさ じっし しっべい そうき
妊産婦及び乳幼児に関する健康指導、健康診査などを実施し、疾病の早期
はっけん そうきちりょう くわ しょう げんいん せいかつしゅうかんびょう よほう けんこう
発見・早期治療に加え、障がいの原因となる生活習慣病の予防や健康づくり
すいしん
を推進します。

せいしんしやう とう りかい 精神障がい等の理解

しつかん せいしんしつかん だれ わずら かのうせい しっべい
うつ・ストレス疾患などの精神疾患は誰もが患う可能性がある疾病です。
せいしんしつかん ただ りかい そくしん ふきゅうけいはつなら しょう
精神疾患について正しい理解を促進するための普及啓発並びに、障がいなど
かん そうだんしえん じゅうじつ つと
に関する相談支援の充実に努めます。

第2節 自立の促進と支援

1. 教育と育成

〈現状と課題〉

障がいのある子や発達に遅れのある子に対し、障がいの程度に応じて適切かつ効果的な治療や療育などを行うことが必要です。

このため、障がいの特性に応じた療育・教育などを行うには、保健、医療、福祉、教育などの関係機関が連携を図り、乳幼児期から学校卒業までの一連した保育や療育、教育の充実が重要です。

〈施策の方向〉

(1) 障がい児療育・保育の充実

・ 療育

療育の必要がある児童に対し、身近な地域で日常生活の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練を受けられるよう支援の充実に努めます。

・ 保育

障がい児保育の充実に努めるため、保育士などが障害に対する理解を深め、適切に対応できるよう研修や講演会等への参加を図り、保育士などの資質の向上に努めます。

(2) 障がい児童・生徒の教育の充実

・ 教育体制

幼児児童生徒の発達段階に応じ、関係機関が適切な役割分担のもとに就学を支援するとともに、学校における障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な教育支援を行うため、療育機関や医療機関などとの連携を図り、効果的な支援を行います。

なお、障がいの種別・程度に応じた特殊教育から、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うことにより、児童生徒の自立や社会参加を目指す特別支援教育への円滑な転換を進めます。

2. 就労支援

〈現状と課題〉

障がいのある人が仕事を持ち、社会の一員として社会活動に参加し、そこに生きがいを見出すことは、障がいのある人にとっても社会にとっても有意義なことであり、障害者総合支援法において、障がいのある人の「就労支援」は大きな柱と位置づけられています。

就労支援は、企業や事業所などの理解と協力を深めながら、適性と能力に応じた職場環境を整備することが必要であり、多様な雇用の拡大を促進することが重要です。

また、一般的な就労がまだ困難な状況の障がいのある人には、福祉的な就労の場を経て、一般的な就労へと移行するなどの支援が必要です。

〈施策の方向〉

(1) 就労支援の充実

・ 就労支援

障がい者の自立のためには、仕事を通じての社会参加が基本のため、企業経営者などへの啓発を行うとともに、公共職業安定所や北海道障害者職業能力開発校における就業相談、職業訓練が円滑に行われるよう支援します。

また、一般企業での就労が困難な障がい者のため、自立に向けた福祉的就労の場の確保に努め、就労や社会参加活動の機会の拡大を図ります。

第3節 地域社会の充実

1 啓発・広報

〈現状と課題〉

障がいのある人やその家族のみならず、全ての市民が住み慣れた地域で安全で安心した生活を営むことを望んでいます。

障がいのある人もない人も共に生きる社会を実現することが目標であり、障がいに対する知識と理解を深め、障がいのある人が障がいのない人と同じような生活ができる社会を目指しています。

ノーマライゼーションの理念の下、障がいのある人とない人とが互いに理解し合い、支え合う地域社会が形成されるよう、幅広い普及・啓発活動を推進する必要があります。

〈施策の方向〉

(1) 啓発活動の推進

・ 啓発活動

障がいのあるなしに関わらず、市民皆が一緒になり、ごく普通の生活を送ることができる社会を目的とした、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発を推進し各種の広報媒体などを通して、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるために効果的な啓発を行うとともに、障がい福祉などの制度や社会参加活動などの情報提供に努めます。

・ 地域福祉活動

歌志内市地域福祉計画や社会福祉協議会が策定する歌志内地域福祉実践計画のもと、地域が障がいのある人に対し地域福祉活動に参画するよう促すとともに、障がいのある人自らが地域で役割を持ち地域活動の一員として参画するほか、地域の中で自立した生活を営めるよう、社会福祉協議会など関係する機関・団体、事業所などと連携・協力しながら、地域福祉活動の推進に努めます。

2. 生活環境

〈現状と課題〉

障がいのある人や高齢の人が住み慣れた地域において、安全で安心した自立生活が営めるよう、建築物、道路、歩道、公共交通機関などの施設や設備のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れていくことが必要です。

また、自力で自分を守れない高齢の人や障がいのある人などの安全を確保するため、地域の防災や防犯などの安全対策を常に図ることが必要です。

〈施策の方向〉

(1) 住まいの環境整備

・ 住環境

身体に障がいのある人や高齢の人の安全で安心な生活ができる住まいの相談に努めるとともに、住まいなどのバリアフリー化や日常生活用具などを活用した住宅改修の促進に努めます。

(2) 防災対策の推進

・ 防災対策

災害時などにおいて高齢の人、障害のある人などの要配慮者のうち、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する方（避難行動要支援者）に対して、基礎情報となる避難行動要支援者名簿の作成を行います。

また、避難行動要支援者から事前に名簿提供の同意をいただくことで、災害時や平常時に自主防災組織や防災関係機関に対して名簿提供を行い、災害時における避難のサポートを行っていきます。

3. 情報・コミュニケーション

〈現状と課題〉

障がいのある人が地域で安心して生活していく上では、円滑なコミュニケーション手段の確保が必要です。

障がいのある人が容易に様々な情報を収集できるような情報提供のあり方や、時には対人コミュニケーションが図られる手段として、IT（情報通信技術）などを活用することが必要です。

また、視覚や聴覚などの障害のある人への情報伝達の確保のため、障がいの特性に配慮した、コミュニケーション手段などの方策や情報提供の充実が必要です。

〈施策の方向〉

(1) 情報提供の促進

・ 情報提供

障がいのある人の自立と社会参加などを支援するため、保健・福祉制度や施策が理解・活用されるよう、障がいのある人に分かりやすい情報の提供を市広報誌、ホームページなどを通して周知するよう努めます。

(2) コミュニケーションの促進

・ 手話通訳者などの派遣

視覚・聴覚や言語・音声機能などに障がいのある人の自立や社会参加の促進、手話通訳者の派遣事業などの充実に努めます。

・ 人材の育成

障がいのある人の特性に応じたコミュニケーション支援を図るため、ボランティアなどの育成や技術の向上を促進します。

1. 障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2. 障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3. 児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

さんこう 参考2

うたしなしいししょう しやじりつしえんきょうぎかいせつちようこう 歌志内市障がい者自立支援協議会設置要綱

もくてき (目的)

だいじょう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほりつ へいせい ねんほりつだい こう
第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
だいじょうだい こうだい こう もと そうだんしえんじぎょう ちいき しょう かくし かん
第77条第1項第1号に基づく相談支援事業をはじめ、地域の障がい福祉に関するシステムづく
りについて中核的な役割を果たす協議の場として「歌志内市障がい者自立支援協議会」（以下
「協議会」という。）を設置する。

しよしやうじこう (所掌事項)

だいじょう きょうぎかい つぎ かくこう かか じこう しよしやう
第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) そうだんしえんじぎょう うんえいひようかとう かん
相談支援事業の運営評価等に関すること。
- (2) こんなんじれい たいおう たいおう かた かん きょうぎ ちようせい かん
困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。
- (3) ちいき かんけい かん による ネットワーク 構築等 に向けた 協議 に関する こと。
- (4) ちいき しゃかいしげん かいほつ かいぜん かん
地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) しょう しゃけいかくあんおよ しょう かくしけいかくあん さくていとう かん
障がい者計画案及び障がい福祉計画案の策定等に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

そしき (組織)

だいじょう きょうぎかい べつひやう かか いいん そしき
第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会の委員は、市長が委嘱する。

にんき (任期)

だいじょう いいん にんき ねん さいにん さまた
第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

うんえい (運営)

だいじょう きょうぎかい いいん ごせん かいちやうおよ ふくかいちやう かく めい お
第5条 協議会に委員の互選により、会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長は、協議会を招集し、議事をつかさどる。また、会長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

しよむ (庶務)

だいじょう きょうぎかい しよむ ほけん ふくしか しより
第6条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

た (その他)

だいじょう しようこう さだ かいちやう うんえい かん ひつやう じこう かいちやう きょうぎかい はか
第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

- 2 委員は、協議会において知り得た個人に関する秘密を他に漏らしてはならない。

ふく (附則)

この要綱は、平成19年2月1日から適用する。

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

さんこう
参考 3

べつひょう
別表

うたしな いししよ うたしな いししよ しゃじりつしえんきようぎかい いん
歌志内市障がい者自立支援協議会委員

だんたい きかんめい 団体・機関名	いいんめい 委員名
うたしな いしんたいしよがいしゃふくしきよukai 歌志内市身体障害者福祉協会	かんじ 監事 たつぐち ようじ 辰口 洋司
うたしな いししゃかいふくしきよukai 歌志内市社会福祉協議会	ふくかいちよ 副会長 やまざき てるお 山崎 輝男
うたしな いしみんせいいいんじどういいんきよukai 歌志内市民生委員児童委員協議会	ふくかいちよ 副会長 やまかわ よしのぶ 山川 義信
しんたいしよがいしゃそだんいん 身体障害者相談員	のほら じゅんこ 野原 純子
ちてきしよがいしゃそだんいん 知的障害者相談員	おなか しんいち 尾中 慎一
しゃかいふくしほうじん ほっかいどうこうせいしゃ 社会福祉法人 北海道光生舎 こうせいしゃ 光生舎クリーン・セブン	こうじよちよ 工場長 うめの たかおみ 梅野 崇臣
しゃかいふくしほうじん さつほろりよかかい 社会福祉法人 札幌緑花会 すながわきほうがくいん 砂川希望学院	しせつちよ 施設長 くほ としお 久保 利夫
しゃかいふくしほうじん かい 社会福祉法人 くるみ会 ちいきせいかつしえん 地域生活支援センターばぼろ	せんたーちよ センター長 なわい えいこ 縄井 詠子
うたしな いししよないかいれんごukai 歌志内市町内会連合会	かいちよ 会長 みやざき きみひで 宮崎 公英

第 4 次

歌志内市障がい者計画

(平成30年度～平成35年度)

平成30年3月

発行 歌志内市 保健福祉課

〒073-0492 歌志内市字本町5番地

電話 0125-42-3213 FAX 0125-42-3232